



発行 新潟県
第 68 号
 令和4年9月6日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 954 種畜証明書の交付をした旨の通報（畜産課）
- 955 道路の区域変更（道路管理課）
- 956 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- 一般競争入札の実施（ICT推進課）
- 公募型プロポーザル方式に係る手続き開始について（公告）（河川管理課）
- 一般競争入札の実施（財務課）

教育委員会規則

- 11 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則（義務教育課）

教育委員会告示

- 7 教育職員免許状の再度の授与等の手続きに関する取扱要領（義務教育課）

告 示

◎新潟県告示第954号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の交付をした旨の通報があった。

令和4年9月6日

新潟県知事 花 角 英 世

種畜証明書番号	名前	品種	等級	飼養者の住所・氏名
32115010001	ユーロン ゾック ヤマダBF 4 032-08	大ヨークシャー種	2級	中魚沼郡津南町 株式会社山田B.F
32015010004	コーベ ファイアストーム ヤマダBF 3 396-07	デュロック種	2級	中魚沼郡津南町 株式会社山田B.F
32215010001	ハーミテージ サキ ヤマダBF 5 046-09	ランドレース種	2級	中魚沼郡津南町 株式会社山田B.F
32215010002	ハーミテージ サキ ヤマダBF 5 046-08	ランドレース種	2級	中魚沼郡津南町 株式会社山田B.F
32215010003	アイヅ ゾック ヤマダBF 6 032-09	大ヨークシャー種	2級	中魚沼郡津南町 株式会社山田B.F
32215010004	コーベ フェニックス ヤマダBF 1 057-10	デュロック種	2級	中魚沼郡津南町 株式会社山田B.F
11487927569	日奈百合 (全和黑 15307)	黒毛和種	1級	上越市 新潟県笹ヶ峰放牧場利用組合
11397963527	笹姫 (全和黑15783)	黒毛和種	1級	上越市 新潟県笹ヶ峰放牧場利用組合

◎新潟県告示第955号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年9月6日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山ノ相川下条停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市下組字中峰4331番1から 同市下組字丑池4158番1まで	新	6.0～24.0メートル	230.0メートル
	旧	(A)5.0～24.0メートル	222.5メートル
		(B)6.5～24.0メートル	243.1メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第956号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年9月6日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 山ノ相川下条停車場線
- 2 供用開始の区間
十日町市下組字中峰4331番1から同市下組字丑池4158番1まで
- 3 供用開始の期日 令和4年9月6日

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム用サーバ機器等一式（その42）の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和4年9月6日

新潟県知事 花角 英世

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達案件の名称
新潟県LANシステム用サーバ機器等一式（その42）の借上げ
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
入札説明書による。
 - (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

- (1) 交付期間 令和4年9月6日(火)から令和4年9月27日(火)まで、新潟県知事政策局ICT推進課ホームページでダウンロードすること。

URL : <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/ict/>

- (2) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和4年10月17日(月) 午前10時

- (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
(2) 本件入札に係る入札説明書(仕様書を含む)の交付を受けている者であること。
(3) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
(4) 指名停止期間中の者でないこと。
(5) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書(令和4年9月6日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限り)を提出した者であること。
(6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間

令和4年10月5日(水) 午後5時まで

イ 提出方法

本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参又は郵送により提出すること。

持参する場合は、次の場所に提出期間内(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時の間に提出すること。

郵送する場合は、書留又は配達記録郵便の手段により、提出期間内必着で提出すること。

ウ 提出場所

郵便番号：950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県知事政策局ICT推進課行政デジタル化推進班

電話：025-280-5953

エ 提出書類

入札説明書による。

- (2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和4年10月12日(水)までに競争入札参加資格確認通知書を電子メールによる送信又は、郵送することにより通知する。

6 入札手続等

- (1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)ウに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵

便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(3) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年新潟県告示第1221号)により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(4) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国

通貨とする。

イ その他詳細は、入札説明書による。

ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び調達契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products and services to be hired:

LAN-System System Servers and Software applications

(2) Time and place of bidding:

10:00 a.m. October 17, 2022

Niigata Prefectural Office Building Bidding Room

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

ICT Promotion Division

Governor's Policy Bureau

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

〒950-8570

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始について（公告）

新潟県土木部所管ダムにおけるダムESCO事業について、次のとおり提案書の提出を招請する。

令和4年9月6日

新潟県知事 花角 英世

1 事業概要

(1) 事業名称

新潟県土木部所管ダムにおけるダムESCO事業

(2) 事業場所

ア 柿崎川ダム（上越市柿崎区松留、上中山）

イ 鯖石川ダム（柏崎市高柳町門出、田代）

ウ 新保川ダム（佐渡市新保、千種）

エ 大野川ダム（佐渡市新穂大野）

オ 下条川ダム（加茂市下条）

(3) 事業内容

対象施設における小水力発電設備を含む省エネルギー改修について、設計、施工、運転・維持管理及び資金計画等に関する一括提案を公募し、最も優れた提案を選定する。選定された者は、詳細協議を経た契約に基づき、光熱費削減額の保証、省エネルギー効果の計測・検証等を含む包括的サービスを提供する。

(4) ESCOサービス期間

事業者の提案による（但し、ESCOサービス期間は最長20年とする）

(5) 契約方式

シェアード・セイビングス契約（民間資金活用型）

2 参加資格等

(1) 応募条件

① 応募者は、ESCO事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業の共同）とする。

② グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を1者選定すること。

③ 参加表明をするときは、応募者のすべての構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

④ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案にかかる諸手続及び契約等にかかる諸手続を行うこと。

⑤ 応募提案提出後において、事業運営を目的とした特別目的会社（以下、「SPC」という。）等を設立することも可能とする。ただし、設立条件等に関し、県と協議した上で合意を得る必要がある。なお、「応募のグループの構成員」と「SPC設立後のSPCとそれ以外の企業からなるグループの構成員」は同一性があることとし、事業を引き継ぐこと。

⑥ ESCO設備機器をリースで調達する場合は、リース会社をグループ構成員に入れること。

(2) 応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりとする。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの資格要件を満たす必要がある。

- ① 応募者（事業役割を担う構成員）は、省エネルギー保証を行うESCO事業の実績もしくは水力発電事業の実績があり、経営等の状況が良好であること。なお、事業役割を担う構成員が複数である場合は、代表者が本要件を満たすこと。
- ② 応募者（設計役割を担う構成員）は、技術士（建設、電気・電子、機械）もしくはエネルギー管理士のいずれかの資格者が所属する者であること。
- ③ 応募者（建設役割を担う構成員）は、建設業法第3条第1項の規定により提案内容に該当する項目の特定建設業の許可を受けた者であること。なお、工事の際に建設業法第26条に基づき、主任技術者又は監理技術者を選任すること。
- ④ 応募者（建設役割を担う構成員）は、新潟県建設工事入札参加資格者名簿に電気工事（Aランク）として登録されている者であること。

(3) 応募資格の制限

次に掲げるものは、応募者又はその構成員となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ② 本事業の実施方針公表の日以後に、新潟県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者。
- ③ 本事業の実施方針公表の日以後に、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項もしくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている者。
- ④ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続開始の申し立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てをした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に、別に定める手続きに基づく入札参加資格の再認定を受けていない者。
- ⑤ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者。
- ⑦ 県税（地方消費税を含む）に未納がある者。
- ⑧ 県外に主たる営業所を有する者にあつては法人税又は消費税に未納がある者。

3 提案書の提出者を選定するための基準

上記「2 参加資格等」による。

4 提案書を特定するための評価基準

応募提案は、「新潟県土木部所管ダムにおけるダムESCO事業審査委員会設置要綱」に基づき設置する審査委員会において評価し、最も評価点の高い提案を最優秀提案、次点を優秀提案として選定する。

5 手続き等

(1) 担当部局

〒 950-8570 新潟市中央区新光町4-1 新潟県土木部河川管理課施設管理係
TEL:025-280-5415 FAX:025-283-6517 電子メール:nigt080050@pref.niigata.lg.jp

(2) 募集要項の交付

① 新潟県河川管理課ホームページ掲載 (<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kasenganri/>)
令和4年9月6日(火)10時から令和4年9月28日(水)17時まで

② 事務局での配布

令和4年9月6日(火)から令和4年9月28日(水)までの10時から12時及び13時から16時まで
(土曜、日曜及び休日を除く)

(3) 参加表明書及び資格確認書類の提出

令和4年9月6日(火)から令和4年9月28日(水)までの間、持参又は郵送で提出すること。

(4) 参加資格確認結果の通知および提案要請

参加資格確認結果は、令和4年10月3日に文書で通知する。有資格者には、併せて提案要請書を送付する。

(5) 提案書の提出

令和4年12月5日(月)から令和5年2月6日(月)までの間、持参または郵送により事務局に提出すること。

(6) その他主要日程

① 現場ウォークスルー調査

令和4年10月17日(月)～令和4年10月21日(金)のいずれかの日を県が指定する。

② 審査結果の通知

優先交渉権者等の選定から10日後。

6 留意事項

(1) 費用負担

応募に関する書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するものとするが、原則として提出書類の返却はしない。また、県は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。なお、契約締結に至った応募者の提出した書類の著作権に関しては、契約締結時点で県に帰属するものとする。

(3) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(4) 県からの提示資料の取扱い

県が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 複数応募者の構成員となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(7) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。但し、やむを得ない事情が生じた場合は、県と協議を行い、県がこれを認めたときはこの限りではない。

(8) 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。但し、やむを得ない事情が生じた場合は、県と協議を行い、県がこれを認めたときはこの限りではない。

(9) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又はESCO提案書に虚偽の記載がなされた場合は、当該参加表明書又はESCO提案書は無効とする。

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否：要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口：上記5(1)に同じ。

(4) 事業実施に必要な予算について新潟県議会の承認が得られない場合、本事業は提案募集にとどまる。

(5) 詳細は募集要項による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県が調達する令和4年度新潟県教育情報ネットワークシステム(NEIN)接続プリンタの借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

令和4年9月6日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

令和4年度新潟県校務用教育情報ネットワークシステム(NEIN)接続プリンタの借上げ

- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
令和5年2月28日(火)
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札説明書の交付等
- (1) 入札説明書の交付期間及び交付場所
令和4年9月6日(火)から令和4年9月20日(火)まで、新潟県教育庁財務課ホームページでダウンロードすること。
URL <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kyoikuzaimu/>
 - (2) 契約条項を示す場所
(1)に同じ。
 - (3) 問い合わせ等
入札説明書による。
- 3 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和4年10月17日(月) 午前10時
 - (2) 場所 新潟県庁行政庁舎16階 入札室(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)
- 4 入札に参加する者に必要な資格
- 本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 本調達物品納入後の保証・保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
 - (4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
 - (5) 3(1)に定める入札執行日から1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。
 - (6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書(令和4年4月12日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限り)を提出した者であること。
 - (7) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 5 本件入札に係る参加資格の確認
- 本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。
- (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出
 - ア 提出期間 令和4年10月5日(水)から令和4年10月7日(金)まで。ただし、午前9時から午後5時15分までとする。
 - イ 提出場所 新潟県教育庁財務課施設係(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)
 - ウ 提出方法 本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。
 - エ 提出書類及び部数 入札説明書による。
 - (2) 参加資格の確認結果の通知
本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。
 - ア 交付日時 令和4年10月12日(水) 午前10時から午後5時まで
 - イ 交付場所 (1)イに定める場所
- 6 入札手続等
- (1) 入札の方法
次のいずれかの方法によること。
 - ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、

委任状を持参すること。

イ 本人が作成した入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称を記載したものに限り。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(1に掲げるプリンタの1か月当たりの賃貸借料をいう。)に110分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)に100分の10に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げるいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の10に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額(1に掲げるプリンタの1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。)に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む)とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 契約の停止等

本件入札に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

ウ その他詳細は、入札説明書による。

エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

(3) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年新潟県告示第1221号)により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たとき

から10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products and services to be procured:
Lease for Niigata Educational Information Network (NEIN) printers
- (2) Time and place of bidding:
10:00 AM October 17, 2022
Niigata Prefectural Office Building Bidding Room
4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City,
Niigata, JAPAN
- (3) For more information:
Financial Affairs Division
Bureau of Education
Niigata Prefectural Government
4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City,
Niigata, JAPAN
〒950-8570

教育委員会規則

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月6日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

新潟県教育委員会規則第11号


教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（平成元年新潟県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（普通免許状の授与等の申請）</p> <p>第3条 （略） 2～8 （略）</p> <p><u>9 有効期間満了により失効した普通免許状（県教育委員会が授与したものに限る。）を有する者が、再び授与を受けようとする場合に提出しなければならない書類に関する事項は、別に定める。</u></p> <p style="text-align: center;">（普通免許状の検定授与の申請）</p> <p>第4条 （略） 2 （略）</p> <p><u>3 有効期間満了により失効した普通免許状（県教育委員会が検定授与したものに限る。）を有する者が、再び検定授与を受けようとする場合に提出しなければならない書類に関する事項は、別に定める。</u></p> <p style="text-align: center;">（臨時免許状の検定授与等の申請）</p> <p>第6条 免許法第4条の2第1項及び第2項、第5条第5項、第17条、第18条、同法附則第7項、昭和29年改正法附則第7項、第20項及び第21項並びに施行法第2条の規定による臨時免許状の検定授与を受けようとする者又は免許法第5条の2第3項の規定による免許状の新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>第4条第1項各号（第4号及び第6号を除く。）に掲げる書類。ただし、現に効力を有する普通免許状を有する者にあつては、当該普通免許状の写しをもって、同項第3号に掲げる書類に代えることができる。</u></p> <p>(2) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（委任）</p> <p>第25条 <u>この規則で定めるもののほか、教育職員の免許状に関し必要な事項は、教育長が定める。</u></p>	<p style="text-align: center;">（普通免許状の授与等の申請）</p> <p>第3条 （略） 2～8 （略）</p> <p style="text-align: center;">（普通免許状の検定授与の申請）</p> <p>第4条 （略） 2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（臨時免許状の検定授与等の申請）</p> <p>第6条 免許法第4条の2第1項及び第2項、第5条第5項、第17条、第18条、同法附則第7項、昭和29年改正法附則第7項、第20項及び第21項並びに施行法第2条の規定による臨時免許状の検定授与を受けようとする者又は免許法第5条の2第3項の規定による免許状の新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第4条第1項各号に掲げる書類。ただし、<u>同項第6号に掲げる書類を除く。</u></p> <p>(2) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（委任）</p> <p>第25条 <u>この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。</u></p>

<p>別記 第22号様式 (第20条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">教科担任許可書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">新潟県教育委員会</p> <p>第25号様式 (第22条関係)</p> <p style="text-align: center;">(教育職員) 特別免許状</p> <p>(略)</p> <p>備考</p>	<p>別記 第22号様式 (第20条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">教科担任許可書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">新潟県教育委員会 </p> <p>第25号様式 (第22条関係)</p> <p style="text-align: center;">(教育職員) 特別免許状</p> <p>(略)</p> <p><u>有効期間の満了の日</u></p> <p>備考</p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第7号

教育職員免許状の再度の授与等の手続きに関する取扱要領を次のように定め、公布の日から施行する。

令和4年9月6日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

教育職員免許状の再度の授与等の手続きに関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、教育職員の免許状に関する規則（平成元年新潟県教育委員会規則第11号。以下「規則」という。）第3条第9項及び第4条第3項の規定に基づき、教育職員免許状のうち普通免許状（以下「免許状」という。）の再度の授与及び再度の検定授与の手続きにおける提出書類について、別に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる者)

第2条 この要領は、新潟県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が授与又は検定授与した免許状が有効期間満了により失効し、再度の授与又は再度の検定授与を受けようとする者に適用する。

(免許状の再度の授与等の申請)

第3条 前条に規定する者は、免許状の再度の授与又は再度の検定授与を申請する場合、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 再度の授与を申請する場合 規則第3条に掲げる書類
- (2) 再度の検定授与を申請する場合 規則第4条に掲げる書類

第4条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項の規定に基づき県教育委員会から授与された免許状（検定授与された免許状を除く。）が有効期間満了により失効し、再度の授与を申請する者にあつては、失効した免許状又はその写しをもって、次の各号に掲げる書類に代えることができる。

- (1) 基礎資格に関する証明書
- (2) 大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関における単位の修得証明書
- (3) 実務に関する証明書（規則別記第4号様式）
- (4) 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号。以下「特例法施行規則」という。）第4条に規定する証明書
- (5) 特例法施行規則第3条第1項に規定する各号の一に該当することを証明する書類
- (6) 特例法施行規則第3条第2項の規定に該当することを証明する書類

第5条 教員資格認定試験に合格して県教育委員会から授与された免許状が有効期間満了により失効し、再度の授与を申請する者にあつては、失効した免許状又はその写しをもって、規則第3条第7項第2号に掲げる書類に代えることができる。

第6条 県教育委員会から検定授与された免許状が有効期間満了により失効し、再度の検定授与を申請する者にあつては、失効した免許状又はその写しをもって、規則第4条第1項第6号に掲げる書類に代えることができる。

第7条 前3条において、免許状を返納又は紛失した者にあつては、本人であることを確認できる書類をもって、失効した免許状又はその写しに代えることができる。